# 第９章　障害者関連団体、医学関連団体の公表資料

　障害者関連団体及び医学関連団体の中には、優生手術の実施状況、当該団体が旧優生保護法の問題にどのように関わってきたのか等について、独自の調査・検証等を行い、その結果を公表しているところがある。本章では、そのような公表資料について、各団体の許可のもとに掲載する。

Ⅰ　障害者関連団体の公表資料

１　一般財団法人全日本ろうあ連盟

聴覚障害者の団体である「全日本ろうあ連盟」は、平成30年3月25日から優生手術等の実態調査を実施した。同年10月15日に公表された調査の概要等は次のとおりであった。

なお、同連盟は、その後も調査結果を随時公表しており、最新の調査結果は本章267頁を参照されたい。

|  |
| --- |
|  |
| 聴覚障害者の強制不妊手術等の調査結果及び今後の取り組みについて  掲載日：2018/10/15   当連盟の47加盟団体を対象に「旧優生保護法に基づく強制不妊手術等の調査」を2018年3月25日～5月25日までの間、実施しました。   法律に基づいたものかどうかは確認できてはいないものの2018年5月25日時点で被害者が70名もいることを、2018年6月9日、全国ろうあ者大会（於　大阪）で数名の被害当事者同席のもと記者会見において発表しました。   しかしながら調査期間が2ヶ月という短期であり、問題がデリケートなため触れにくく対象者を絞り切れなかったこと、また対象がわかっても本人が調査に応じる環境がなく（問題に対する理解、認知症、コミュニケーション困難や存命家族への配慮等）詳細の確認が困難であること等の理由により、回答のあった加盟団体はわずか11団体だったため8月31日まで調査期間を延長しました。更に、その回答の不明確さをなくすため再度の確認や回答催促作業をするため9月30日まで調査期間を延長しました。   その結果として、2018年9月30日時点で109名の被害者がいることが判明しましたので、ご報告いたします。  調査の概要   |  | | --- | |  | | 1. 調査期間  2018年3月25日～2018年9月30日  2. 加盟団体からの回答結果　→実態調査報告のダウンロード（PDF）  　回答あり→　47団体  　　　内訳→　被害該当者有　　　　　　　　　　　　　21団体  　　　　　　　被害該当者無　　　　　　　　　　　　　 1団体  　　　　　　　調査困難のため未実施　　　　　　　　　11団体  　　　　　　　10月以降も調査継続の希望あり報告まち　14団体  　回答なし→　0団体  3. 被害該当者の内訳や主な状況  ・男女比は男性26名、女性83名　計109名（但し複数回の手術被害者あり）  ・手術件数は強制不妊手術　46件、中絶手術　39件、断種手術　26件、不明　16件   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 該当者数（性別） | | 手術方法（件数） | | | | |  | 男性 | 女性 | 断種 | 不妊 | 中絶 | 不明 | | 小計 | 26 | 83 | 26 | 46 | 39 | 16 | | 合計 | 109 | | 127 | | | |   ※不明は、認知症による対話困難また高齢のため明確な記憶がない等の被害者  ・周りからの誤情報により本人が自己決定できず手術を受けたケース（5件）  ・手術を勧める、また手術を強制した人は近親者やろう学校関係者のケース（31件）  その他  ・この調査報告数には含まれていないが、障害を理由に結婚や出産を反対されたり、産んだ子供を養子に出されたケース  ・受診等記録が残っている例もわずかにあるが旧優生保護法による手術なのか、都道府県審査会に残っている記録につながるものは少なく確認ができないものが多いのも特徴  4. 今後に向けて  　子どもを産み育てる権利が奪われたという事実は決して無視できないものであり、被害者が高齢化している上、被害当事者による提訴が相次いでおり事態は刻々と進んでいくので日本聴力障害新聞等を通じた情報の整理・発信はもとより、他の障害者団体、弁護団、優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟等と連携し運動を急ぐ必要があります。  　発表数字は、継続して調査をしている団体もあるので定期的に更新していきます。具体的な取り組みにつきましては、11月中旬以降に、検討チームを立ち上げ活動を展開していく予定です。活動については日本聴力障害新聞および当連盟HP等で発信いたします。  ※11月12日（月）11：00より厚生労働記者会におきまして記者会見を行う予定です。ご質問のある方は記者会見の場、もしくはメールにてお問合せいただきますようお願い申し上げます。 | |  | |
|  |

（出典）全日本ろうあ連盟ウェブサイト<https://www.jfd.or.jp/2018/10/15/pid18319>

２　一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

知的・発達障害者とその家族の団体である「全国手をつなぐ育成会連合会」は、同会の機関誌「手をつなぐ」の記事内容を検証し、旧優生保護法及び強制的不妊手術への同会として取ってきた対応を明確にするため、第三者による検証会を設置した。同検証会は、平成30年12月5日、「旧優生保護法・強制的不妊手術に対する検証会報告書」を取りまとめ、同連合会に提出した。同報告書のうち旧優生保護法及び強制的不妊手術に関するこれまでの同連合会の対応についての概要は次のとおりであった。なお、同報告書の全文については本章268頁を、報告書を受けた同連合会の意見表明については本章277頁を参照されたい。

|  |
| --- |
|  |
| 全国手をつなぐ育成会連合会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018年12月5日  会長　　久保　厚子　様  　旧優生保護法・強制的不妊手術に対する検証会　報告書（抜粋）  旧優生保護法・強制的不妊手術に対する検証会（以下、本検証会）では、全国手をつなぐ育成会連合会に対して以下のように答申します。  4. 検証結果と提言  （1）旧優生保護法および強制的不妊手術に関するこれまでの育成会の対応について  【概要】  ○機関誌『手をつなぐ』の関連記事からは、育成会が強制的不妊手術の実施を助長したことは否定できず、こうした過去があったことは率直に反省し、こうした歴史を繰り返さないために必要な活動や取り組みについて会としても真摯に検討すべき。  ○一方で、旧優生保護法の制定に知的障害者の親や家族が積極的に関わったり制定を求めたりしたことは認められず、強制的不妊手術についても当時の優生思想や産児制限施策のなかで「合法」とされ、社会的支援のない中で、様々な要因も相俟って、障害者本人の意思を無視するかたちで不妊手術に追い立てられたと考えられる。 |
|  |

（出典）一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会ウェブサイト<http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/2018/12/181205kensyorp.pdf>

３　社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（旧「日本盲人会連合」）

　視覚障害者等から構成される「日本視覚障害者団体連合」（旧「日本盲人会連合[[1]](#footnote-2)」）は、平成30年12月27日、「旧優生保護法に基づく強制不妊手術等の調査について（調査結果）」を公表した。その概要は次のとおりであった。なお、調査結果の全文については本章279頁を参照されたい。

|  |
| --- |
|  |
| 旧優生保護法における強制不妊手術等調査結果  2019年1月4日  　日本盲人会連合は、昨年9月より、旧優生保護法に基づく強制不妊手術等について調査を行い、同年12月27日、その結果を公表しました。調査は、日盲連加盟団体を対象に行い、36件より回答を得ました（回収率59.0％）。自治体向けの調査では、強制不妊手術に関する資料を開示した自治体は存在したものの、視覚障害の被害を確認することはできませんでした。  また、視覚障害者入所施設向けの調査では、調査をした全国に点在する施設からは、被害者の情報は確認できませんでした。一方、視覚障害当事者向けの調査では、6名の視覚障害の被害者を確認しました。しかし、確証を得られた事例は2名のみで、その他4名は関係者からの聞き取りないし伝聞であり、明確な被害内容は判明しませんでした。  　得られた情報では、女性の被害者が大半であること、また、強制手術を受けた可能性が高い盲重複障害者については、親族等から情報提供があり被害者の存在は確認できたものの、明確な被害内容は判明しませんでした。  求められる被害者対応として、今後、視覚障害のある全ての被害者を救済するためには、まずは被害者のプライバシーが守られ、被害者が名乗り出やすい救済制度や救済窓口が必要になります。その上で、国からの適切な救済が行われるべきであるとしています。   日盲連の今後の対応としては、被害にあった視覚障害当事者について、本人の意思を尊重しながら、本連合として必要な支援を行っていきます。また、被害にあった視覚障害者が存在する可能性があることを踏まえて、日盲連内に、被害者が安心して相談できる窓口を作ることを検討します。なお、調査結果の全文は、日盲連ホームページ（<http://nichimou.org/notice/181227-jimu/>）に掲載しています。 |
|  |

（出典）社会福祉法人日本視覚障害者団体連合ウェブサイト<http://nichimou.org/activity/190104-jouhou-1/>

Ⅱ　医学会等の公表資料

１　日本健康学会

広い意味での「健康」に関わるあらゆる課題について議論する開かれた学問の場を目指す「日本健康学会」は、昭和5年に創設された日本民族衛生学会を前身としており、平成29年に改称したものである。同学会は、戦前の旧日本民族衛生学会における優生関連法制定への関与について、学会として何らかの意見表明を行うべく作業を進め、令和元年8月22日、こうした活動の中間報告として、国民優生法制定までの経緯についてまとめた文書を「理事会報告」として公表した[[2]](#footnote-3)。同報告のうち、「今後に向けて－まとめにかえて」部分は次のとおりであった。なお、同報告の全文については本章283頁を参照されたい。

|  |
| --- |
|  |
| 理事会報告：「日本民族衛生学会」と国民優生法（抜粋）  日本健康学会理事会  今後に向けて－まとめにかえて   本文書は、初期（戦前）の日本民族衛生学会と優生関連法との関連をまとめ、今後の議論の材料とすることを意図して、その事実関係を中心にまとめたものです。初期の本学会の動向を、特に国民優生法との関連で分析した研究なども発表されており、本文書よりもかなり踏み込んで分析を加えられているものもあります。ご存知のように「優生関連法」の代表的なものは、「国民優生法」（1940～1948）と「優生保護法」（1948～1996）であり、日本民族衛生学会が主にかかわったのは前者でした。実際に断種手術を施術され被害者を多数出したのは「優生保護法」でしたが、その中の「優生条項」は「国民優生法」を引き継いでおり、そこには日本民族衛生学会による1935年の「建議」が大きな役割を果たしたものと思われます。その意味で学会として負うべき責任があったのは間違いありません。当時の優生学の視野は狭く、根拠のない優劣の判断に基づいて、多くの人が享受できたはずの自由と権利を奪えると考えた点は、現在の科学（保健学）的・社会的視点からは厳しく批判されるべきものと考えます。一方で、そのような誤りがどうしておこったのか、どのようにしたら自分たちの視野を健全に保てるのかを、初期の学会が歩んだ道を振り返ることによって考えてみることこそ、より重要な問いであると考えます。というのは、現在の私たちは優生法の罠にはまることはないかもしれないが、別のまだ自覚されない様々な過ちに向かって歩む可能性があるからです。   1958年、日本民族衛生協会から学会が分離され学会の会則が制定されたのが、本学会にとっての一つの大きな節目であったと考えられます。この前年に没した永井から本学会を引き継いでいた福田邦三は、同年の民族衛生誌に学協会長として巻頭言を書き、「民族衛生」という言葉を「日本民族の特殊事情に合わせた衛生－Volksgesundheitslehre」と定義しなおし、学会が「生まれ変わった」旨を宣言しました。この宣言以降も、学会の方向性については多くの巻頭言で言及があり、折にふれて開かれたいくつかの座談会でも取り上げられています。   現在の日本健康学会は、健康における環境の重要性や、地域・時代によって異なる健康観を重視しており、福田の「宣言」で示された方向のはるか延長線上にあるものとして捉えてよいと思います。現在の学会員で、この巻頭言をリアルタイムで読んだ方はおられないでしょう。それほど昔の歴史を今一度振り返ってみることで、私たちも常に間違う可能性があり、それを避けるには不断の努力が必要であると自覚することが求められているのではないでしょうか。 |
|  |

（出典）日本健康学会ウェブサイト<https://www.jstage.jst.go.jp/article/kenko/85/4/85\_i/\_pdf/-char/ja>

２　一般社団法人日本医学会連合

　日本の医学関係学会の連合体である「日本医学会連合」は、旧優生保護法に基づき組織的集団的に行われた強制不妊手術等について、同連合を含めた医学・医療界がどのように関わったかを検証し、将来における同様の非倫理的問題の防止を図るため、「母体保護法（旧優生保護法）の検証のための検討会[[3]](#footnote-4)」を立ち上げ、平成31年4月から検討を開始した。

　同検討会は、令和2年6月25日、「旧優生保護法の検証のための検討会報告書　旧優生保護法の歴史を振り返り 今後のあるべき姿勢を提言する」を公表した。その概要は次のとおりであった。なお、同報告書の全文については本章289頁を参照されたい。

|  |
| --- |
|  |
| 旧優生保護法の検証のための検討会報告書（概要版）  一般社団法人日本医学会連合 旧優生保護法の検証のための検討会  はじめに  2019年4月24日、議員立法によって、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が成立した。この旧優生保護法は1948年に制定され、この法律をもとにこれまで推定16,500人におよぶ強制不妊手術等が実施されている。  今日、136の医学系学会が加盟する日本医学会連合は、1902年に礎を置く日本医学会を母体としていることから、今後、同様の非倫理的過ちの再発を防止するため、2019年4月に検討委員会を設置し、旧優生保護法下で組織的に行われた強制不妊手術等に本連合を含めた医学・医療界がどのように関わったかを検証するため、被害者を含む関係者からの意見聴取を含めた計13回の会議を通じて検討を行い、報告書を2020年6月25日に公表した。本稿はその概要である。  旧優生保護法と医学界のかかわり  旧優生保護法は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」（第1条）を目的とし、強制の対象とされたのは医師が診断する遺伝性疾患のほか、1949年の一部改正まで「厚生大臣の指定するもの」として虞犯少年も含まれていたとみられる。対象者については医師の申請に基づき、医師、民生委員、裁判官等から成る都道府県優生保護委員会の審査において優生手術の適否に関する審査が行われることとなっていた。更に1952年に至ると、精神衛生法の規定を受けて、遺伝性でない、精神病・精神薄弱の罹患者についても審査申請の対象となった。  旧優生保護法が制定された背景には第二次世界大戦後の国土の縮小、数多くの引揚者・帰還者を迎え、食糧難、望まない妊娠などを背景に人工妊娠中絶や不妊手術を是認する動きがあった。その中で医師である国会議員が旧優生保護法を立案する役割を果たす一方、一部の学会は優生保護の必要性を説き、一部の医師は指定医として不妊手術を施行した。  本法律の制定当時は欧米でも同様な傾向が見られたものの、その後ニュルンベルク裁判の影響や障害者の権利保障が進んだことで、1970年代には強制的な断種法はほぼ全て廃止されている。わが国では、日本医師会および厚生省等が優生手術規定への疑義を寄せるとともに強制不妊手術は漸減したものの、1996年に強制不妊手術等の部分が削除され、名称が母体保護法となるまで法改正は行われなかった。さらに、その後の被害者救済に向けた活動は専ら被害者と一部の篤志家が担い、医学界は乗り出すことがなかった。  問題が放置された原因  旧優生保護法が成立し推進された医学界の原因としては、医療現場でインフォームド・コンセント（IC）やインフォームド・アセント（IA）の考え方の普及がなく、遺伝学教育の遅れにともなう遺伝性疾患と非遺伝性疾患の混同、そして医療者として人口政策という公益上の必要性を果たすといった誤った使命感があったことがうかがえる。さらに、旧優生保護法が改正されず救済が遅れた原因として、医療を行う専門分野によってリプロダクティブヘルス・ライツ等に関する考え方やアプローチの仕方に大きな差があり、それを埋められず、一部にあった問題点を指摘する提言もアカデミア全体に広がらず、社会全体への発信力としては十分ではなかったことが考えられる。  課題の整理と将来に向けた提言  旧優生保護法下で行われた強制不妊手術は、現在の医療倫理的観点からみて、人間の尊厳、身体・リプロダクションの自由を侵害するものであった。かつて医学・医療関係者が、旧優生保護法の制定に関与し、その運用に携わり、また、医療倫理や人権思想が浸透してきた後も、この法律の問題性を放置してきたことは誠に遺憾である。1996年の法改正後においても強制不妊手術の被害救済に向けて直ちに行動を起こさなかったことに対する深い反省と、被害者及びその関係者に対し心からのお詫びの表明が求められる。  検討委員会の提言には更に、将来に向けて次に要約する内容が含まれている。  今日では出生前診断や遺伝学的検査、先端的生殖医療、ゲノム編集を含む遺伝子治療等の分野が活発化するに伴い、そうした医療の実施が非倫理的な方向へと進まないよう、関係組織や中立的な立場の意見を取り入れながら多方面からの検討と社会への開示が必要である。臨床遺伝学に関連する専門家のさらなる養成や、ICやIAの深化が求められている一方、過去の誤りに鑑みれば、社会的に影響が大きい問題に遭遇した際に、個々の学会の枠を越えた学会横断的な医学的・医療的判断を検討する組織が用意されるべきである。医療・医学をめぐる倫理問題は複雑かつ多岐にわたり、国を越えてグローバルに議論することも必要であり、問題意識を共有し医学界を代表して社会や国に提言を迅速に行うことができる場づくりを提言する。  なお、本報告書全⽂は以下よりダウンロードできます。  https://www.jmsf.or.jp/activity/page\_701.html |
|  |

（出典）日本医学会連合ウェブサイト<https://www.jmsf.or.jp/activity/page\_701.html>

３　公益社団法人日本産科婦人科学会

　産科学及び婦人科学の進歩・発展を図り、もって人類・社会の福祉に貢献することを目的とした学術団体である「日本産科婦人科学会」は、令和4年8月7日、「旧優生保護法に関するアンケート調査の結果および日本産科婦人科学会からの宣言（福岡宣言）」を公表した。その内容は次のとおりであった。

|  |
| --- |
|  |
| 旧優生保護法に関するアンケート調査の結果および日本産科婦人科学会からの宣言（福岡宣言）  令和4（2022）年8月7日  日本産科婦人科学会 理事長 木村　 正  日本産科婦人科学会 旧優生保護法検討委員会 委員長 加藤 聖子  委員一同  はじめに  旧優生保護法は、不良な子孫を残さないとする優生思想に産児調節による母体保護を求める運動が結合する形で、昭和23（1948）年に議員立法により成立、施行されました。本法の下、平成8（1996）年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間、特定の疾病や障害を有すること等を理由に「本人の同意なしの優生手術（いわゆる強制不妊手術）」が行われていました。この規定に基づいて実施されてきた優生手術については人権や生命倫理の観点から問題があったとの指摘があり、本人の同意なしの優生手術を受けられた方を対象として、一時金の支給等に関する法律が議員立法により平成31（2019）年4月24日に成立し、一時金の支給が行われています。  平成8（1996）年まで優生保護法の懸念点を指摘できなかったことに対して、日本産科婦人科学会（以下、「本学会」）として深く反省するとともに、被害者の皆様に対して心からのお詫びを申し上げます。  一般社団法人日本医学会連合は、平成31（2019）年4月に「旧優生保護法の検証のための検討会」を立ち上げ、令和2（2020）年5月までに、計13回に亘り検討会を開催しました。その検討の内容をまとめて、令和2（2020）年6月23日に、日本医学会連合は「旧優生保護法の歴史を振り返り、今後のあるべき姿勢を提言する」との副題を添えて「旧優生保護法の検証のための検討会報告書」を公表しました。これを受け、本学会は学会内に「旧優生保護法検討委員会」を設置し、旧優生保護法や母体保護法への改正時の本学会会員の関与と、現在におけるこの問題への理解を把握し、今後の本学会の活動の参考とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。  ＜アンケート結果＞  ・「旧優生保護法（昭和23年）」の内容に「本人の同意なしの優生手術（強制不妊手術）」の内容が含まれていたことについて「（法律の規定に強制不妊が）あることは知っていたが、内容について詳しく知らない」会員が多かった。  ・旧優生保護法施行時代に現役であった会員が減少していることもあり、強制不妊手術を実際に経験している会員は、昭和21年から40年に免許を取得した医師（80歳以上の医師に該当）で10％程度、それ以降の昭和63年までの医師（58歳以上）で1.6％と時を経るとともに減少していた。  ・多くの会員が現在は「深刻な問題がある法律であった」と答えている一方、「問題はあるが、時代背景もあり仕方なかった」という回答も多かった。  ・平成8年の母体保護法への改正に関しては学会内で何らかの話し合いがあったという記憶を持つ会員がいたが、当時の話し合いの詳細を確認することはできなかった。いずれの世代でも、「もっと早く改正すべきであった」との回答が多かった。  ・今後本学会がなすべきことについては、「医学生への講義」が最も多く、また専攻医を含む会員などへの何らかの教育を求める声も多かった。一般市民への周知を重要とする意見も少なからずあった。すなわち、産婦人科だけではなく領域を超えて医師や社会全体で理解しておくべきと考えている会員が多いことがわかった。  ・本学会に対して、1）周知・啓発、2）継続的な審議、3）教育という意見が多かった。  以上の結果をもとに、本学会がなすべきことについて、以下を宣言します。  ①旧優生保護法成立の歴史的・時代的背景や経緯を知り、内容や問題点について会員に周知をはかります。  ②母体保護法への改正の経緯を知り、旧優生保護法との違いや母体保護法の内容について会員に周知をはかります。  ③セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）が基本的人権の一つであることを認識し、SRHRに関わるインフォームド・コンセント、インフォームド・アセントの考え方を医学生および研修医・会員に浸透させます。  ④医学生および研修医・会員に対して生命倫理・医療倫理の観点から旧優生保護法・母体保護法についての教育を推進します。  ⑤学会内で生命倫理・医療倫理や人権にかかわる分野について議論を続け、学会内での議論や決定を広く社会に開示して、問題意識を共有することに努めます。  以上 |
|  |

（出典）日本産科婦人科学会ウェブサイト<https://www.jsog.or.jp/modules/news\_m/index.php?content\_id=1257>

［以下についてはテキストデータがないため、PDF版を参照］

1. 令和元年10月に法人名を「日本盲人会連合」から「日本視覚障害者団体連合」に改名。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 同学会からは、①中間報告公表後の令和元年11月の総会において、『人口政策と健康』をテーマとするメインシンポジウムで、優生思想を含む戦中・戦後の健康に関わる研究について議論したほか、九州大学の横山尊氏より特別公演『優生学史における日本民族衛生学会の位置』が行われた、②同氏が講演内容を敷衍してまとめた論文「優生学史における日本民族衛生学会の位置」『日本健康学会誌』86巻5号,2020.9,pp.197-208.において、本学会の中間報告を、優生思想史に詳しい立場から批判的に考察されており、参照いただきたい旨の説明があった。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 名称は、その後「旧優生保護法の検証のための検討会」へ改称。 [↑](#footnote-ref-4)